

中小トラック運送事業者の皆様へ
令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)

低炭素型ディーゼルトラックの導入で
補助金申請ができます！

低炭素型ディーゼルトラック(※)を購入またはリースで導入した場合、
補助金申請ができます。

対象：令和3年4月1日～令和4年1月31日に新車新規登録された事業用車両



本事業は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック(※)を導入し、エコドライブを含む燃費改善の取り組みを継続的に実施・改善する体制を構築することにより、二酸化炭素の排出削減を図り、地球環境保全に資することを目的とした補助事業です。

必要な書類をそろえて申請いただき、審査を通過すると補助金が交付されます。

※低炭素型ディーゼルトラック

2015年度燃費基準を大型車は+5%以上、中型車及び小型車は+10%以上達成した車両

具体的には、排出ガス規制識別記号が、下記の新車新規登録車両

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制識別記号
大型 (12t 超)	「2PG」「QPG」「2RG」「2TG」
中型 (7.5t 超～12t 以下)	「2RG」
小型 (3.5t 超～7.5t 以下)	「2TG」

自動車検査証

登録車種名等又は車両番号 18年4月1日～令和4年3月31日 車両登録年月

品目 1.3.0 お 〇〇〇 令和4年4月1日 3年 4月

UDトラックス 39

J.N.C.M.B.2.2.A.5.L.U.0. *本主

2.P.G.-G.K.S.A.B.

2.P.G.-G.K.S.A.B. 環境優良運輸株式会社

東京都新宿区四谷

補助対象型式・登録日等、申請前に自動車検査証でご確認ください。

- 令和3年4月1日から令和4年1月31日の間に新車新規登録された事業用車両で所有権が留保されていないこと。
- 型式に「改」の付く車両は、公募要領にて適否を確認ください。

■j-Grants(補助システム)で申請する場合は、J-Grants サイトよりアクセスください。

■電子メール申請の場合は、事前登録が必要です。弊機構ホームページを参照ください

概要

- ・受付期間：令和3年5月28日～令和4年1月31日まで
- ・申請台数：1事業者あたり2台
- ・予算額：約28億円
- ・廃車を伴わなくても補助金申請ができます。(廃車の有無により補助金額は異なります)
- ・リースの場合は、リース会社(所有者)が申請者となり、リース料金の減額によって運送事業者に補助金を還元します。
- ・審査は申し込み順に行いますが、予算残額が2割程度に達した場合には当該日付以降は申し込み順の審査は行わず、当該日付から令和4年1月31日までに申し込みのあったすべての申請を対象に審査を行います。また予算残額を超える申請があった場合には、抽選により補助事業者を決定します。
- ・受付状況、予算残額は、弊機構ホームページをご覧ください。 ⇒ ⇒



参考：基準額

- ・低炭素型ディーゼルトラックの基準額は、車型区分・廃車の有無によって異なります。(下表参照)

車型区分 (車両総重量)	基準額	廃車の有無(廃車要件は下記を参照)	
		廃車有	廃車無
大型 (12t超)	2RG、2TG	75万円	50万円
	2PG・QPG	50万円	37.5万円
中型 (7.5t超～12t以下)	2RG 2TG	42万円	28万円
		15万円	10万円

廃車要件(廃車(永久抹消)を伴う場合)

- ・平成22年度以前初度登録の事業用トラックであること
- ・令和3年4月1日～令和4年1月31日の間に廃車(永久抹消)するもの
- ・所有者名が新車登録する車両の所有者名(リースの場合は使用者名)と同一であること
- ・導入する車両と同じ車型区分以上であること
- ・廃車するまで過去1年、継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
- ・廃車日の6カ月前の期日における自動車検査証が有効であり、一定距離の走行をしていること
- その他詳細は、[弊機構ホームページを参照ください](#)。



一般財団法人 環境優良車普及機構 低炭素型ディーゼル車普及事業執行グループ
TEL: 03 (5341) 4577 FAX: 03 (5341) 4578
メールアドレス：hojokin@levo.or.jp
ホームページ：http://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/r3_index.html